

2015年8月5日 全4頁

当期純利益の定義変更、ROEは変わらず

2015年度の第1四半期から適用開始

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2015年4月1日以後に開始する連結会計年度から、連結財務諸表における当期純利益の定義が変更された。従来の「少数株主損益調整前当期純利益」が「当期純利益」となる。従来の当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更される。この定義の変更は、2015年度の第1四半期（4～6月期）から適用されている。
- 上記にあわせて、ROEの分子の利益は、「親会社株主に帰属する当期純利益」となる。すなわち従来の「当期純利益」が継続して用いられる。したがって、ROEの計算方法は改正前後も実質的には変更されていない。なお、ROEは年度決算に関してのみ表示される。
- これらの見直しは、2014年度での早期適用は認められていない。

1. 当期純利益の定義変更

(1) 改正の概要

2013年9月に、企業結合に関する会計基準や連結財務諸表に関する会計基準など関連する7本の会計基準と4本の適用指針が改正された。2014年3月には連結財務諸表等規則の改正も行われた。これにより、下記の改正が2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用される。財務諸表利用者の混乱を回避するため、早期適用不可となっている。2015年4～6月の第1四半期においては、改正内容が反映されている。前年度分の比較財務諸表も新基準による。

(i) 当期純利益の表示

- 従来の「少数株主損益調整前当期純利益」を「当期純利益」とする。
- 従来の当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」とする。併せて「非支配株主に帰属する当期純利益」も表示する。

(ii) 少数株主持分の変更

- 「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

(iii) EPS (1株当たり当期純利益)

- 1株当たり当期純利益は、従来の当期純利益である「親会社株主に帰属する当期純利益」に基づいて算出する。

(2) 損益計算書・包括利益計算書の改正前後の比較

① 四半期連結損益計算書・包括利益計算書

図表1 四半期連結損益計算書 (改正後・改正前比較)

改正後	改正前
売上高	売上高
売上原価	売上原価
売上総利益	売上総利益
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費
営業利益	営業利益
営業外収益	営業外収益
営業外費用	営業外費用
経常利益	経常利益
特別利益	特別利益
特別損失	特別損失
税金等調整前四半期純利益	税金等調整前四半期純利益
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額	法人税等調整額
法人税等合計	法人税等合計
四半期純利益	少数株主損益調整前四半期純利益
非支配株主に帰属する四半期純利益	少数株主利益
親会社株主に帰属する四半期純利益	四半期純利益

(注) 改正後は、「四半期純利益」に「非支配株主に帰属する四半期純利益」を加減（通常は控除）し、「親会社株主に帰属する四半期純利益」を表示する。改正前は、「少数株主損益調整前四半期純利益」に「少数株主利益」を加減（通常は控除）し、四半期純利益を表示していた。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 四半期包括利益計算書 (改正後・改正前比較)

改正後	改正前
四半期純利益	少数株主損益調整前四半期純利益
その他の包括利益	その他の包括利益
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ損益
為替換算調整勘定	為替換算調整勘定
退職給付に係る調整額	退職給付に係る調整額
持分法適用会社に対する持分相当額	持分法適用会社に対する持分相当額
.....
その他の包括利益合計	その他の包括利益合計
四半期包括利益	四半期包括利益
(内訳)	(内訳)
親会社株主に係る四半期包括利益	親会社株主に係る四半期包括利益
非支配株主に係る四半期包括利益	少数株主に係る四半期包括利益

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 四半期連結損益及び包括利益計算書（1 計算書方式）（改正後・改正前比較）

改正後	改正前
売上高	売上高
中略	中略
税金等調整前四半期純利益	税金等調整前四半期純利益
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額	法人税等調整額
法人税等合計	法人税等合計
四半期純利益	少数株主損益調整前四半期純利益
(内訳)	少数株主利益(控除)
親会社株主に帰属する四半期純利益	四半期純利益
非支配株主に帰属する四半期純利益	
その他の包括利益	少数株主利益(加算)
その他有価証券評価差額金	少数株主損益調整前四半期純利益
繰延ヘッジ損益	その他の包括利益
為替換算調整勘定	その他有価証券評価差額金
退職給付に係る調整額	繰延ヘッジ損益
持分法適用会社に対する持分相当額	為替換算調整勘定
.....	退職給付に係る調整額
その他の包括利益合計	持分法適用会社に対する持分相当額
四半期包括利益
(内訳)	その他の包括利益合計
親会社株主に係る四半期包括利益	四半期包括利益
非支配株主に係る四半期包括利益	(内訳)
	親会社株主に係る四半期包括利益
	少数株主に係る四半期包括利益

(注) 改正後は、「四半期純利益」の直後に内訳として「親会社株主に帰属する四半期純利益」、「非支配株主に帰属する四半期純利益」を表示する。改正前は、「少数株主損益調整前四半期純利益」に「少数株主利益」を加減（通常は控除）して、一旦、「四半期純利益」を表示し、さらに当該「四半期純利益」に「少数株主利益」を加減し戻し（通常は加算し）て「少数株主損益調整前四半期純利益」を再表示していた。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

②年度連結損益計算書・包括利益計算書

① と同じ。ただし、下記のとおり読み替える。

- ・「税金等調整前四半期純利益」、「四半期純利益」、「非支配株主に帰属する四半期純利益」、「親会社株主に帰属する四半期純利益」、「少数株主損益調整前四半期純利益」を「税金等調整前当期純利益」、「当期純利益」、「非支配株主に帰属する当期純利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」、「少数株主損益調整前当期純利益」に読み替える。
- ・「四半期包括利益」、「非支配株主に係る四半期包括利益」、「親会社株主に係る四半期包括利益」を「包括利益」、「非支配株主に係る包括利益」、「親会社株主に係る包括利益」に読み替える。

(3) 決算短信での表示

連結四半期決算短信のサマリーの様式例では、従来の「四半期純利益」が「親会社株主に帰属する四半期純利益」、連結決算短信の「当期純利益」が「親会社株主に帰属する当期純利益」に改められている。これらの改正も、2015年4月1日以後に開始する連結会計年度の通期決算及び各四半期決算から適用することとされている（早期適用は不可）。

2. ROEの計算式変更

ROEは、年度決算短信のサマリー情報で「自己資本当期純利益率」、有価証券報告書の主要な経営指標等の推移において「自己資本利益率」として表示されている。四半期決算短信や四半期報告書における経営指標としては表示を求められていない。

連結のROEについては、今回の表示方法の変更によって下記の算式で計算することとされた。1の改正にあわせて、分子の利益の項目名、分母の純資産から控除する一部の項目名が変更されるだけであり、実質的な変更はなく、改正前後での継続性は保たれている。

図表4 連結ROEの計算式（改正後・改正前比較）

改正後のROEの計算式	
自己資本利益率	$= \frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益金額}}{\text{純資産額} - \text{新株予約権の金額} - \text{非支配株主持分の金額}}$ <p>* 決算短信では、分母は期首・期末の平均値とされている。</p>
改正前のROEの計算式	
自己資本利益率	$= \frac{\text{当期純利益金額}}{\text{純資産額} - \text{新株予約権の金額} - \text{少数株主持分の金額}}$ <p>* 決算短信では、分母は期首・期末の平均値とされている。</p>

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

EPSが親会社に帰属する当期純利益をベースとしていることとも整合性は確保されている。

適用年度（四半期）は1と同様である。